申　請　経　緯　書　（現況届 別紙）

記号－番号	認定対象者氏名	続柄
100 －		

◆被扶養者の異動申請は、本来５日以内に届出を行う様定められています（健康保険法施行規則第38条）。
申請が事由発生日より１ヶ月以上経過してしまった場合のみ、この別紙は提出してください。（出生時は不要）
不備不足があった具体的な書類や、時間がかかった理由がわかるように、時系列でその経緯を申告してください。

※被保険者から事業所に提出があった後に、健保への提出までに時間がかかった場合、提出後の経緯は事業所にて記入してください。
また、健康保険組合に提出後、書類の不備で返却があった場合も、経緯は事業所にてその都度記入してください。

事由発生日：　令和　　年　　月　　日

＜健保使用欄＞